

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

規 則

○北海道行政組織規則の一部を改正する規則.....（人事課）25

訓 令

○北海道石炭対策本部設置規程の一部を改正する訓令.....（資源エネルギー課）25

告 示

○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）25

○道営土地改良事業の工事の完了.....（農業施設管理課）26

○知事権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）26

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）26

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）27

○建設業者に対する監督処分.....（建設情報課）27

道立稚内水産試験場告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....28

道警察本部告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....29

規 則

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年7月21日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第107号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。
第6条第3項の表に次のように加える。

資源エネルギー課

産炭地域振興対策室

第13条の3に次の1項を加える。

2 産炭地域振興対策室の分掌事務は、前項の資源エネルギー課の分掌事務のうち第11号及

び第12号に掲げる事務とする。

第47条第1項の間税課の事項第1号中「及び軽油引取税」を「、軽油引取税及び循環資源利用促進税」に改める。

附 則

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

訓 令

北海道訓令第17号

本 庁
出 先 機 関

北海道石炭対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成18年7月21日
北海道知事 高 橋 はるみ

北海道石炭対策本部設置規程の一部を改正する訓令

北海道石炭対策本部設置規程（昭和49年北海道訓令第7号）の一部を次のように改正する。
第5条の次に次の1条を加える。

（専門部会）

第5条の2 本部は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、関係部及び関係支庁の職員のうちから本部長の指定する者をもって構成する。

第7条中「経済部産業立地推進局資源エネルギー課」を「経済部産業立地推進局資源エネルギー課産炭地域振興対策室」に改める。

第8条第3項中「まで」の次に「（第5条の2を除く。）」を加える。

附 則

この訓令は、平成18年7月21日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、同年8月1日から施行する。

告 示

北海道告示第625号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（音標地区一般農道整備（集乳農道））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道宗谷支庁に備え置いて、平成18年7月25日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年 7月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第626号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成18年 7月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業	種 類	完了年月日
北振中央	かんがい排水〔一般〕		平成18. 2.10
泉 郷	経営体育成基盤整備（農業用排水）		同 17. 2.18
同	同（暗きょ）		同 17.10. 3
西 原 西	同（区画整理）		同 17.11.30
同	同（農業用排水）		同 15.10.30
同	同（農道）		同 14.12.10
当別中央	同（区画整理）		同 17.11.30
同	同（農業用排水）		同 16.12. 3
春 日	同（農業用排水）		同 16.12.10
同	同（暗きょ）		同 16.11.30
同	同（客土）		同 17. 5.10
北 島	同（暗きょ）		同 16.11.30
同	同（客土）		同 17. 5.10
中央開発	同（区画整理）		同 17. 3.29
同	同（農業用排水）		同 17.12.20
第1重内	ため池等整備〔用排水施設整備〕		同 17. 9. 9
ネシコシ	畑地帯総合整備〔担い手支援型（単独土層改良）〕（暗きょ、土層改良）		同 17.12. 9
渡島西南	中山間地域総合整備（農道）		同 17. 7.20
同	同（農業用排水）		同 18. 1.20
濁 川	防災ダム		同

高 岡	防災ダム（ため池）	同 18. 1.27
西 原	農免農道整備	同 17. 8.30
上 豊 原	同	同 17. 9.27

北海道告示第627号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成18年 7月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 幌泉郡えりも町字東洋156の56
- 2 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道日高支庁産業振興部林務課及びえりも町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第628号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成18年 7月21日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
北見市・紋別市・常呂郡佐呂間町・紋別郡遠軽町・滝上町（以上2市3町国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 水源のかん養
- (3) 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

さくら宏隆建設株式会社	般-16	石第16658号	平成18. 6.29	株式会社 サッケンテクノス	般-13	石第15199号	同	18. 6.15
株式会社 福田建具製作所	般-13	石第128号	同 18. 6.30	三 起 建 設 株 式 会 社	般-14	石第15910号	同	18. 6.19
有限会社 川 瀬 配 管	般-17	渡第2345号	同 18. 6. 9	株式会社 渡 辺 建 具 店	般-13	石第10955号	同	18. 6.20
電 晃 舎	般-13	後第1604号	同 18. 6.15	有限会社 遊 塚 工 務 店	般-13	石第13020号	同	18. 6.22
株式会社 栄 深 設 備 工 業	般-13	空第1395号	同 18. 5. 2	株式会社 タ カ ラ 電 建	般-13	石第9143号	同	
五 野 井 建 設	般-13	空第3245号	同 18. 5. 9	株式会社 エ ー ・ ピ ー ・ エ ム	般-17	石第14933号	同	18. 6.27
有限会社 空 知 緑 化 工 業	般-16	空第3374号	同 18. 5.10	株式会社 タクマテクノス北海道	般-13	石第14987号	同	18. 6.30
長 沼 鉄 建 株 式 会 社	特-13	空第1811号	同 18. 5.22	株式会社 技 建	般-13	渡第3934号	同	18. 6.13
有限会社 佐 武 金 属 工 業	般-17	空第1300号	同 18. 5.31	鹿 内 住 建 社	般-13	後第1200号	同	18. 6. 2
株式会社 北 開 建 設	般-16	空第344号	同 18. 6. 2	モ リ カ ワ 産 業 株 式 会 社	般-13	後第1394号	同	18. 6.28
北 光 道 路 株 式 会 社	般-13	空第194号	同 18. 6.14	株式会社 神 部 組	特-14	空第58号	同	18. 6. 9
有限会社 富 岡 建 設	般-14	空第1251号	同 18. 6.15	須 藤 建 設 株 式 会 社	般-13	空第405号	同	18. 6.12
株式会社 永 井 組	般・特-13	空第276号	同 18. 6.19	国 武 電 機 株 式 会 社	般-13	上第3623号	同	18. 6. 5
北 友 建 設 工 業 株 式 会 社	般・特-13	空第297号	同 18. 6.22	庄 司 建 設 株 式 会 社	般-13	上第3552号	同	18. 6. 8
有限会社 成 雄 工 業	般-14	空第2901号	同	理 建 工 業 株 式 会 社	般-13	上第248号	同	18. 6.14
有限会社 窪 田 塗 装 工 業	般-14	空第1901号	同 18. 6.23	株式会社 只 石 組	般-16	上第1282号	同	18. 6.30
株式会社 牧 田 建 設	特-14	空第2475号	同	天 照 建 設 株 式 会 社	特-13	宗第384号	同	18. 6.26
株式会社 保 井 興 業	般-14	空第2734号	同 18. 6.26	阿 部 建 設 株 式 会 社	般・特-17	網第1546号	同	18. 6.16
有限会社 上 村 建 設	般-14	空第3082号	同	丸 友 建 設 株 式 会 社	般-17	網第1739号	同	18. 6.23
株式会社 す ず き 工 業	般-17	空第794号	同 18. 6.28	株式会社 賀 集 建 設	般・特-14	日第86号	同	18. 6.20
有限会社 神 田 商 会	般-15	空第3337号	同	株式会社 佐 藤 組	般-13	釧第307号	同	18. 6.19
株式会社 三 協	般・特-14	空第1378号	同 18. 6.29	中 川 建 設 株 式 会 社	特-17	釧第388号	同	18. 6.20
有限会社 安 澤 重 機	般-17	上第4232号	同 18. 6. 2	道立稚内水産試験場告示				
株式会社 神 田 設 備 工 業 所	特-16	上第2301号	同 18. 6.15	北海道立稚内水産試験場告示第5号				
若 松 左 官	般-13	宗第758号	同 18. 6. 1	次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。				
秋 房 工 務 店	般-13	宗第596号	同 18. 6.15	平成18年7月21日				
株式会社 三 洋 建 設	般-16	網第1643号	同 18. 6.28	北海道立稚内水産試験場長 佐 野 満 廣				
有限会社 吉 田 電 設	般-14	日第99号	同 18. 6.30	1 落札に係る特定役務の名称及び数量				
有限会社 道 東 植 生	般-13	釧第2208号	同 18. 6. 5	試験調査船北洋丸上架修理工事 一式				
有限会社 宮 崎 組	般-14	釧第194号	同 18. 6.19	2 落札を決定した日				
2 許可の一部廃業				平成18年7月3日				
商 号 又 は 名 称	建設業の許可の番号	処分年月日		3 落札者の氏名及び住所				
エニワ林工株式会社	般-16	石第10148号	平成18. 6. 8	(1) 氏 名 稚内港湾施設株式会社				
協友建設工業株式会社	般-13	石第8638号	同					
タナカ工業株式会社	特-13	石第223号	同 18. 6.13					

(2) 住 所 稚内市末広1丁目1番34号 4 落札金額 52,500,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成18年5月23日付け北海道立稚内水産試験場告示第4号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道立稚内水産試験場企画総務部総務課 (2) 所在地 稚内市末広4丁目5番15号	るところにより、2の(3)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成18年7月21日から8月24日まで(土曜日及び日曜日を除く。) イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道警察本部総務部会計課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場 (送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課) (2) 入 札 日 時 平成18年8月30日 午前10時(送付による場合は、必着) (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 北海道警察本部総務部会計課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、3の(1)のウに申し込むこと。 また、北海道警察のホームページ(http://www.police.pref.hokkaido.jp/)において、閲覧・印刷することができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。 9 そ の 他
道 警 察 本 部 告 示 北海道警察本部告示第113号 次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成18年7月21日 北海道警察本部長 樋 口 建 史 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 大型第一種運転免許用技能試験車両の賃貸借 6台(1月当たりの単価) (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成19年3月1日から平成25年2月28日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することが有り得る。 (4) 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 調達物品の保守点検整備が可能な者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定め	

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2236

10 Summary

A . Monthly fee for 6 large-size vehicles used in a driving test for the first class license

B . Bid tendering Date and time : 10 : 00 A. M., August, 30, 2006

C . Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police
Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan.
Phone : 011-251-0110 Extension 2236